

次期男女共同参画基本計画の基本方針（案）の概要

現計画の評価

- 「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン後期計画（平成23年～平成27年）」
 - ・ 現行計画の指標の達成状況及び次期計画への位置付けは、以下のとおり。

指標	達成状況	項目数	割合	位置付け区分	項目数
指標数30	達成	10	33%	継続実施	30
	改善	6	20%	廃止	0
	変化なし	6	20%		
	後退	5	17%		
	その他	3	10%		

- ・ 計画期間の途中であるが、現時点で指標について達成と評価できるのは約3割であった。現行計画の指標に係る取組内容は、次期計画に基本的に継続して実施することとし、未達成の指標の取組内容については、手法の再検討や拡充など、見直しを図る必要がある。

国の動向

- 「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」
（平成27年7月男女共同参画会議・計画策定専門調査会公表）
第3次計画における15分野を整理・統合し、「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」を柱とする素案を公表した。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（国会審議中）」
 - ・ 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定し、地方公共団体（都道府県、市町村）は、基本方針等を勧告し、当該区域内における推進計画の策定を努力義務とする。
 - ・ 国・地方公共団体や従業員が300人を超える民間事業主に対し、女性管理職の割合などの数値目標を設定し、女性の活躍に向けた取組を盛り込んだ行動計画を公表するよう義務づける。

市民意識調査実施（H25）

- 「男女共同参画に関する意識調査」
（調査期間：H25.9 調査対象：市内20歳以上の男女3,000人 調査方法：アンケート）
 - ・ 固定的性別役割分担意識が根強く残っており、若年層より高齢層において強く現われている。
 - ・ 学校教育の場では『平等』が約5割と最も高いが、学校教育以外の6分野では『男性優遇』が高く、多くの市民が社会の様々な場面で男女の不平等を感じている。
 - ・ 千葉市の果たす役割として、「配偶者等からの暴力など人権侵害を防止する」「男女が働きやすい職場づくり」が重要であるという回答が多い。

✓上記3項目を主な視点として、次期計画の基本的な方針を策定

男女共同参画に関する次期基本計画の基本目標と施策の方向性

- 男女共同参画社会形成を目指して、現計画に対する評価や計画策定後の国の動向、市民意識調査結果等を踏まえ、新たに、基本的な方向性を示す「基本目標」及び「施策の方向性」を設定します。

- ・ 計画期間 平成28年度～平成33年度
- ・ 計画の体系 5つの基本目標、18の施策の方向性で構成

基本目標Ⅰ 男女共同参画についての理解促進	施策の方向性	1. 男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進 2. 家庭や地域における学習機会の充実 3. 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援
--------------------------	--------	--

【基本目標及び施策の方向性設定の考え方】

国と比較し、本市は固定的性別役割分担意識が根強く残っていることから、その解消や男女共同参画の推進を図るため、新たに基本目標を「男女共同参画についての理解促進」とする。

男女共同参画の理解促進のためには、学校教育が重要であることや、家庭や地域における学習機会の充実、民間団体との連携・支援に取り組む必要があることから、施策の方向性は上記3つとする。

基本目標Ⅱ 男女平等と人権の尊重	施策の方向性	1. 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応 2. セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応 3. 国際的な視点に立った交流と連携の推進
---------------------	--------	--

【基本目標及び施策の方向性設定の考え方】

DVは、被害者やその子どもの心身に深い傷を残し社会全体に深刻な悪影響を与えることから、単なる個人的な問題ではなく、社会的に取り組まなければならない重要な課題である。一層の意識啓発に努めるとともに、被害者への相談体制等の充実を図るため、基本目標・施策の方向性は現計画から継続して実施する。

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍	施策の方向性	1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 2. 雇用の分野における男女共同参画の推進 3. 自営の商工業や農林水産業の分野等における男女共同参画の推進
--------------------------	--------	---

【基本目標及び施策の方向性設定の考え方】

国の第4次計画や女性活躍推進法に鑑み、「女性の活躍」への対応を図るとともに、国の施策との整合をとるため、国の第4次計画の構成とあわせ、現計画における基本目標を整理・統合し、新たに基本目標を「あらゆる分野における女性の活躍」とする。

基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和を実現できる社会づくり	施策の方向性	1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 2. 男女がともに担う家庭生活づくり 3. 男女がともに担う地域社会づくり 4. 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備 5. ひとり親家庭への支援
------------------------------	--------	--

【基本目標及び施策の方向性設定の考え方】

仕事と生活の調和を実現するため、長時間労働など従来の働き方を見直し、仕事、家庭生活、地域活動など、多様な選択のもとに、バランスのとれた生き方ができる社会を目指す必要があることから、基本目標を修正し「仕事と生活の調和を実現できる社会づくり」とする。また、地域防災における男女共同参画の推進を図るため、施策の方向性には「男女共同参画の視点に立った防災体制の整備」を盛り込むこととする。

基本目標Ⅴ 生涯にわたる心身の健康と性に関する理解への支援	施策の方向性	1. 性や健康への理解の促進と健康づくり 2. 妊娠・出産期の父母への支援と乳幼児の発育支援 3. 生涯にわたる健康を支援する医療の充実 4. 高齢者や障害者の自立支援と社会参加
----------------------------------	--------	--

【基本目標及び施策の方向性設定の考え方】

心身の健康や性に関する教育や相談、情報提供等を充実させることで、男女が互いの性や健康について理解を促進するとともに、健康づくりを支援することが重要であることから、現計画から継続して実施する。